

東京都行政書士会立川支部相談役及び顧問委嘱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東京都行政書士会立川支部細則第34条第1項の規定に基づき、相談役及び顧問の委嘱について必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 相談役及び顧問は、東京都行政書士会立川支部（以下「支部」という。）の運営において、永年に亘り支部に貢献した者を、支部長が委嘱状の交付をもって行うものとする。

(委嘱の種類)

第3条 委嘱は、相談役及び顧問の2種とする。

(相談役)

第4条 相談役は、次の各号のいずれかに該当する者の中から支部長が指名し、役員会の承認を得るものとする。任期については、同細則第34条第2項に定めるとおりとする。

- (1) 支部長の職にあった者で、通算で在職4年以上の者
- (2) 支部長または副支部長の職にあった者で、通算で在職10年以上の者
- (3) 前各号のほか、支部長が特に認めた者

(欠格事項)

第5条 相談役の委嘱は、次の各号のいずれかに該当する者は、これを行わないものとする。

- (1) 委嘱を行う時点において、支部会費を滞納している者
- (2) 支部長が役員会に諮り、役員会において相談役としてふさわしくないと認めた者

(顧問)

第6条 顧問は、次の各号のいずれかに該当する者の中から支部長が指名し、役員会の承認を得るものとする。任期については、同細則第34条第2項に定めるとおりとする。

- (1) 東京都議会議員の職にある者で、通算で議員職8年以上の者
- (2) 前号のほか、支部長が特に認めた者

(相談役及び顧問の職務)

第7条 相談役及び顧問は、支部長及び役員会の要請により役員会に出席し、支部の活動において指導・助言をすることができる。また、職務遂行上必要な時は、予め支部長の承認を得た上で、役員会に出席することができる。

附則

この基準は、平成22年4月17日から施行する。